報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和３年１月27日
四国行政評価支局

国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化

－四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省四国行政評価支局では、「国立高等専門学校（国立高専）への入学時に求められる保証人に対する保証内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので具体的に示してほしい。」との行政相談を受けました。

そこで、類似事案の実態を把握する必要があるとの四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、四国内全ての５国立高専及び５国立大学を対象として、全国で初めて、入学時に求められる保証人に対する保証内容について調査しました。

調査の結果、保証書等の書面上では学校が求める具体的な保証内容が不明なものや、改正民法に対応していない無効となる保証契約（保証の上限額が未記載）を締結しているものなどの事例がみられました。

同会議の「学校は、保証人に求める保証内容が分かるよう、保証書等にその内容を具体的に記載する必要がある。」との意見を踏まえ、国立高専及び国立大学に対し、保証人に求める保証内容を具体的に記載することや、無効な保証契約については改めて保証契約を締結することなどの措置を講ずるよう、あっせんしました。

※　四国地域行政苦情救済推進会議とは、国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済推進活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議です。

＜構成員＞（敬称略・座長以外50音順）
座長　三野　　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　浅川　克巳（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間　道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員）
委員　久保　正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田　行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）

【連絡先】
総務省四国行政評価支局首席行政相談官室
担当：小椋和雄、小谷浩樹、片桐一人
電話：087-826-0675　FAX：087-826-0677
E-mail：skk32@soumu.go.jp

別紙

国立高等専門学校及び国立大学への入学手続時に求められる保証人に対する保証内容の具体化

＜四国地域行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん＞

行政相談要旨

私の子が国立高等専門学校（以下「国立高専」という。）へ入学する際、保護者及び保護者以外の者が保証人として署名した保証書を提出するよう求められた。

しかし、保証内容が抽象的で、何についてどこまで保証することになるのか分からず不安であるので、保証内容を具体的に示してほしい。

類似事案の実態を把握する必要があるとの四国地域行政苦情救済推進会議（※）の意見を踏まえて調査を実施

（※）国民から受けた行政相談の解決に当たり、国民の立場に立った行政苦情救済活動を一層推進するため、総務省四国行政評価支局長が委嘱した民間有識者からの意見を聴く会議

調査対象（四国内全ての5国立高専及び5国立大学の計10校）

国立高専 ： 阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専
国立大学 ： 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学

ポイント

＜調査結果＞

○ **保証書等（※）の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明**

- 学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、授業料等の納付などの金銭保証や、退学願等の同意などの学生の身上に係る役割を求めるとしているが、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からないもの　など
- 学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、不法行為等による損害賠償などの金銭保証や、緊急時の連絡対応などの学生の身上に係る役割を求めるとしているが、保証書等の書面上では、学生本人が学則及び諸規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からないもの　など

（※）保証人が連署した保証書や誓約書といった名称の書類

○ **保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と相違**

保証書等の書面上では「保証人」と記載しているが、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識しているもの　など

○ **改正民法へ未対応（極度額の記載なし）**

極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を記載していない法施行前の保証書等を用い、無効となる保証契約を締結しているもの　など

＜調査結果に対する四国地域行政苦情救済推進会議の意見＞

学校は、保証人に求める保証内容が分かるよう、保証書等にその内容を具体的に記載する必要がある。

＜あっせん＞

国立高専及び国立大学は、保証人の責任の範囲を明確にし、不安軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。

② 保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているものについては、保証書等の内容を見直すこと。

③ 改正民法の施行後に、無効となる保証契約を締結しているものについては、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。

Ⅰ　調査結果

○　各学校では、入学手続時に学生に対し、保証書等の提出を求めている。
　保証書等で保証人に対し求める内容は、
　①　授業料、寄宿料、損害賠償など、金銭債務の保証に関するもの
　②　学生に学則等を遵守させることや、退学等の申請時に同意することなど、学生の身上に係る役割に関するもの
に大別することができる。

○　今回、四国内全ての５国立高専及び５国立大学の計 10 校における入学手続時に求められる保証人に対する保証内容を調査したところ、以下の実態がみられた。

１　保証書等への保証内容の記述状況

①　保証書等の書面上では、学校が求める具体的な保証内容が不明なもの

＜9 校 17 事例＞（阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）

事例１

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、授業料等の納付、不法行為等による損害賠償などについての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人在学中に生じた一切の義務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜香川高専＞事例集 P3

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
このたび上記の者が、貴校に入学を許可されましたので、 在学中は、学則その他の諸規則を守らせることはもちろん、 学籍を離れた後も、 **本人在学中に生じた一切の義務を、私が責任をもって履行することを保証** いたします。	**＜金銭債務の保証＞** ・　授業料及び寄宿料の納付 ・　不法行為等により学校が被った不特定の損害の賠償
	＜学生の身上に係る役割＞ ・　身分異動（休学願、復学願、退学願等）の同意 ・　緊急時の連絡対応

なお、当該保証書等は、令和２年３月手続（同年４月入学者用）時のもので、極度額が定められていないため、３年４月入学者の入学手続までに、改正する必要があるものとなっている。

事例２

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入寮費及び寮費の納付についての金銭保証や、規則違反者に対する指導・改善についての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「一身上のこと並びに学生寮に対する債務の履行その他について、一切の責任」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜高知高専＞事例集 P13

保証人が署名する保証書等（入寮願）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
上記の者の在寮中は、 **一身上のこと** 並びに 学生寮に対する債務の履行 **その他**について、 **一切の責任は私が引き受けます。**	**＜金銭債務の保証＞** ・　入寮費及び寮費（電気、ガス、水道、燃料及び冷暖房等の費用）の納付 **＜学生の身上に係る役割＞** ・　規則違反者に対する指導・改善（保護者呼出しへの対応）

なお、当該保証書等は、令和２年３月手続（同年４月入学者用）時のもので、極度額が定められていないため、３年４月入学者の入学手続までに、改正する必要があるものとなっている。

事例３

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料及び授業料の納付についての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「本人の一身上のこと」や「授業料等貴学に対する一切の債務」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜徳島大学＞事例集 P15

保証人が署名する保証書等（保証書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
貴学在学中は、 諸規則を遵守させることはもとより、 **本人の一身上のこと**については、 **私が責任を持ちます。**	**＜金銭債務の保証＞** ・　入学料及び授業料の納付
所定の**授業料等貴学に対する一切の債務**については、 本人と連帯して責任を負い、 貴学の御指示に従い**私が納付**します。	**＜学生の身上に係る役割＞** ・　身分異動（休学願、復学願、退学願等）の同意 ・　本人の身元確認に係る対応

なお、当該保証書等は、令和２年９月手続（同年 10 月入学者用）時のもので、極度額は記載されておらず、改正民法（同年４月１日施行）に対応していないが、学校は当該保証書等を用いて無効な保証契約を締結している。

事例４

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、入学料、授業料、寄宿料等の納付についての金銭保証を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、「学納金等」との抽象的な記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜弓削高専＞事例集 P8

保証人が署名する保証書等（保証書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
貴校在学中における**学納金等**を滞納した場合は、私達が納付することを保証いたします。	・　入学料、授業料、寄宿料、学寮生活費、学生会費、寮生会費、後援会費等の納付

なお、当該保証書等は、令和２年３月手続（同年４月入学者用）時のもので、極度額が定められていないため、３年４月入学者の入学手続までに、改正する必要があるものとなっている。

事例５

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、学生会費等の納付、不法行為等による損害賠償についての金銭保証や、身分異動（退学願等）の同意などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が学則及び諸規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜新居浜高専＞事例集 P6

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容（主なもの）
在学中、 学則及び諸規則を守ること はもちろん、 学校の示す指導方針に従い、 学生としての本分を履行することを、 **保証人連署をもって** 固く誓います。 （※　学生本人の誓約）	**＜金銭債務の保証＞** ・　学生会費、後援会費、学園祭費、同窓会費等の納付 ・　不法行為等により学校が被った不特定の損害の賠償 （※　授業料及び寄宿料は別途保証書を徴取） **＜学生の身上に係る役割＞** ・　身分異動（休学願、復学願、退学願）の同意 ・　緊急時の連絡対応

なお、当該保証書等は、令和２年３月手続（同年４月入学者用）時のもので、極度額が定められていないため、３年４月入学者の入学手続までに、改正する必要があるものとなっている。

事例６

学校は保証人に対し、保証書等への署名をもって、寄宿料等の納付、施設・設備等の現状回復費用の弁償についての金銭保証や、インフルエンザ等罹患時の連絡対応などについての学生の身上に係る役割を求めるとしている。しかしながら、保証書等の書面上では、学生本人が寮規則を守ることなどを、保証人連署をもって誓約する記述となっており、学校が求める具体的な保証内容が分からない。　＜阿南高専＞事例集 P2

保証人が署名する保証書等（誓約書）の記述（抜粋）	学校が当該保証書等で保証人に求めるとしている保証内容等（主なもの）
入寮するにあたり、 寮規則及び下記事項を守ること を誓約します。 1　自習時間は、勉学に専念することを約束します。 2　他者への迷惑行為をしないことを約束します。 3　同室者及び他の寮生とのコミュニケーションに努めます。 4　部屋割に関するクレームは申しません。 （※　学生本人の誓約）	**＜金銭債務の保証＞** ・　寄宿料及び寮生の生活上必要な経費（寮生交流事業費等）の納付 ・　施設・設備等の現状回復に必要な費用の弁償 **＜学生の身上に係る役割＞** ・　入寮願・退寮願・在寮免除願への連署 ・　インフルエンザ等の疾病罹患時の連絡対応及び自家用車等による送迎

なお、当該保証書等は、令和２年３月手続（同年４月入学者用）時のもので、極度額が定められていないため、３年４月入学者の入学手続までに、改正する必要があるものとなっている。

②　保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているもの

＜5 校 7 事例＞〔新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学、愛媛大学〕

【保証契約の種別に係る民法上の取扱について】

「保証人」と「連帯保証人」とでは責任の範囲が大きく違い、「連帯保証人」の方が重い責任を課される。

保証人 （普通保証契約）	催告の抗弁権（民法第 452 条） 債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、まず主たる債務者に催告するよう請求できる権利 検索の抗弁権（民法第 453 条） 債権者が保証人に債務の履行を求めた場合、主たる債務者に弁済の資力があること等を証明した上で、まず主たる債務者の財産について執行するよう請求できる権利 分別の利益（民法第 456 条及び第 427 条） 保証人が複数人いる場合、主債務の額を等しい割合で分割した額について保証債務を負担
連帯保証人 （連帯保証契約）	催告の抗弁権・検索の抗弁権・分別の利益なし

事例 1

保証書等の書面上では「保証人」と記載しているが、学校は「保証人」よりも責任の重い「連帯保証人」と認識している。　＜新居浜高専＞事例集 P5

保証書等で 2 人の保証人を求めており、1 人目の保証人は「保証人」、2 人目の保証人は「連帯保証人」と記載している。保証書等の書面上では、1 人目の保証人との保証契約は普通保証契約、2 人目の保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、双方の保証人とも連帯保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

事例 2

保証書等の書面上では「本人と連帯して責任を負い」と記載しているが、学校は普通保証契約と認識している。　＜愛媛大学＞事例集 P19

保証書等に「本人と連帯して責任を負い」と記載しており、書面上では、保証人との保証契約は連帯保証契約に該当するものとみられる。しかしながら、学校は、普通保証契約を締結するものと認識しており、学校が求める保証責任が保証書等の記述と異なっている。

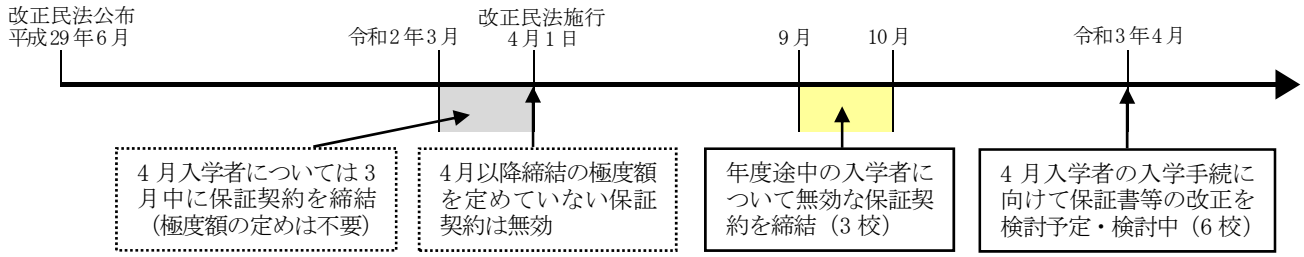
2　改正民法への対応状況（極度額の記載）

【民法改正に伴う個人根保証契約の保証人の責任等の見直し】

金銭債務に係る保証については、民法改正（平成29年6月2日公布、令和2年4月1日施行）により、保証人の保護の観点から、**〇〇円などと極度額（保証人が支払の責任を負う金額の上限）を定めていない個人根保証契約(※)は無効**とされた。

なお、学校が保証人に保証を求める授業料や寄宿料などの金銭債務については、個人根保証契約に該当するとされている。

（※）一定の範囲に属する不特定の債務について、個人が保証する契約。例えば、保証人となる時点では何期分、何年間分の授業料となるのかなど現実にどれだけの債務が発生するのかが不明確であり、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケース



①　改正民法の施行後に、無効となる保証契約を締結しているもの

＜3校3事例＞（徳島大学、愛媛大学、高知大学）

学校は保証人に対し、入学料及び授業料の納付についての金銭保証を求めることとしているが、改正民法施行後の令和２年10月に入学した学生（24人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。
＜徳島大学＞事例集P15

学校は保証人に対し、入学料及び授業料の納付についての金銭保証を求めることとしているが、改正民法施行後の令和２年９月に入学した学生（11人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。
＜愛媛大学＞事例集P19

学校は保証人に対し、授業料及び寄宿料の納付についての金銭保証を求めることとしているが、改正民法施行後の令和２年10月に入学した学生（２人）の保証人との間で、極度額が定められていない保証書等を用い、無効となる保証契約を締結している。
＜高知大学＞事例集P21

※　同大学は、当該保証書等では「保証人」と記載しているが、実質的には、保証人ではなく学資負担者（連帯債務者）として求めていることから、個人根保証契約には該当しないものとしている。
しかしながら、当該保証書等には、「授業料・寄宿料の債務の履行に関し、私が保証人としてその責に任ずることを保証します」と記載していることから、個人根保証契約に該当するものと読めるものとなっている。

なお、無効となる保証契約については、保証人が保証契約の無効を主張して保証を拒んだ場合、主債務者である学生のみが債務を負うため、学生の困窮や退学・除籍につながるおそれあり

②　改正民法の公布から 3 年以上経過しているが、保証書等を改正しておらず、令和 2 年 10 月の当局調査日現在において、検討予定又は検討中としているもの

＜6 校 13 事例＞　（阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学（事例集 P1～8、10、11、13、15、16））

保証人との個人根保証契約について、平成 29 年 6 月の改正民法の公布から 3 年以上経過しているが、令和 2 年 10 月の当局調査日現在、保証書等を改正していない。

これらの学校では、令和 3 年 4 月入学者の入学手続に向けて保証書等の改正を検討予定又は検討中としている。

なお、四国内の一部の私立大学では、令和 2 年 3 月中の契約であれば、改正民法の施行前であることから、保証書等に極度額の記載は必須ではないが、保証人の保護を目的とした改正民法の趣旨を踏まえ、令和 2 年 4 月の入学者（令和 2 年 3 月手続）から、極度額（4 年間の学費相当額 400 万円）を記載した保証書等を用いて保証契約を締結している例がみられた。

③　改正民法の施行後に、保証書等を改めているものの、極度額が明確に記載されておらず、保証契約が無効となるおそれがあるもの

＜1 校 1 事例＞　香川大学（事例集 P18）

同大学の改正民法施行後に改めた保証書等では、「極度額は年間授業料相当額」と記載されている。

しかし、〇〇円と具体的な金額は記載されておらず、以下のような疑念がある。

ⅰ）年間授業料は変動する可能性あり

ⅱ）1 年間の授業料か複数年の授業料か不明

ⅲ）初年度の年額授業料は入学手続案内で示されているが、当該金額が「年間授業料相当額」と同一の額であるか不明

このため、当該保証書等を用いて保証契約を締結しても、無効となるおそれがある。

Ⅱ　四国地域行政苦情救済推進会議の意見

学校は、保証人に求める保証内容が分かるよう、保証書等にその内容を具体的に記載する必要がある。

Ⅲ　あっせん

国立高専及び国立大学は、保証人の責任の範囲を明確にし、不安軽減を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

①　保証人に求める金銭債務に係る保証内容や学生の身上に係る役割を保証書等に具体的に記載すること。（阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学、鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学）

②　保証契約の種別に係る学校の認識が、保証書等の記述と異なっているものについては、保証書等の内容を見直すこと。（新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学、愛媛大学）

③　改正民法の施行後に、無効な保証契約を締結しているものについては、改正した保証書等を用い、改めて保証契約等を締結すること。（徳島大学、愛媛大学、高知大学）

なお、

ⅰ）　未改正の保証書等については、令和 3 年 4 月入学者の入学手続までに改正すること。（阿南高専、香川高専、新居浜高専、弓削高専、高知高専、徳島大学）

ⅱ）　改正民法の施行後に、保証書等を改めているものの、極度額が明確に記載されていないものについては、保証契約が無効となるおそれがあるため、再検討を行うこと。（香川大学）

また、今回、授業料及び寄宿料に係る保証を中心に調査したが、奨学金、同窓会費などの金銭債務についても、保証人の保護の観点から、保証内容を明確にしておく必要がある。

＜四国地域行政苦情救済推進会議構成員＞

座長　三野　　靖（香川大学法学部教授・法学部長）
委員　浅川　克巳（四国経済連合会常務理事）
委員　兼間　道子（日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長）
委員　木下　　亨（四国新聞社編集局多メディア担当部長兼論説委員）
委員　久保　正範（香川行政相談委員協議会会長）
委員　橋田　行子（高松市消費者団体連絡協議会会長）
（敬称略、座長以外 50 音順）